

船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について

船員保険の福祉施設については、平成 13 年 12 月 11 日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において、平成 14 年度から平成 16 年度までの期間における福祉施設事業の合理化措置に関する基本的な方向性を示した「船員保険福祉施設の見直し案」が了承されたところである。

このうち、国内保養所及び福祉センターについては、以下により見直しを実施し、船員保険福祉施設の合理化措置を行うこととする。

1 見直しの進め方

(1) 第 1 段階<平成 14 年度>

各施設の利用状況、收支状況等を基に経営分析・評価を行うとともに、将来性、地域毎の適正配置の観点等を総合的に勘案し、各施設を次のとおり分類する。

- ① 早急に廃止すべき施設
- ② 経過観察施設
- ③ 存続施設

(2) 第 2 段階<平成 14 年度～17 年度>

前記①「早急に廃止すべき施設」については、計画的に廃止する。

(3) 第 3 段階<平成 16 年度、平成 17 年度>

(1) ②「経過観察施設」については、経営改善計画期間（平成 14 年度～平成 15 年度）の経営改善状況等を判断し、最終的に平成 13 年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は平成 16 年度末及び平成 17 年度末にかけて計画的に廃止する。

(4) この限りで、平成13年12月11日了承の「船員保険福祉施設の見直し案」を修正する。

2 具体的な施設分類

(1) 分類方法

各施設毎に次の事項を指標として、総合的な評価を行う。

- ① 宿泊利用状況
 - ア 過去5年間の宿泊利用率
 - イ 過去5年間の船保利用割合
 - ウ 利用率の改善状況
 - ② 収支状況
 - ア 過去5年間の収支率
 - イ 過去5年間の収支累積額
 - ウ 収支率の改善状況
 - ③ 施設建物
 - ア 老朽化度
 - イ 施設の特色（温泉等）
 - ウ 代替施設の有無
 - ④ その他
 - ア 宿泊以外の利用状況
 - イ 観光資源の有無
 - ウ 代替施設の有無
- (2) 前記(1)を総合的に勘案し、以下のとおり分類する。
- ① 早急に廃止すべき施設
 - 湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、白浜、坂出、室戸
 - ② 経過観察施設
 - 八戸、大洗、鎧子、鳥羽、俵山、内子、指宿、北海道センター、長野センター、総合福祉センター、福岡センター
 - ③ 存続施設
 - 稚内、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、焼津、鳥取、日南

3 廃止計画

(1) 前記2により「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、次により計画的に廃止することとする。

【14年度末】

白浜、室戸

【15年度末、16年度末、17年度末】

湯の川、大沢、秋田、千葉、和倉、坂出

※平成15年度末は2ヶ所、平成16年度末は2ヶ所、平成17年度末は2ヶ所とし、廃止順は、船員保険会と調整のうえ、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

(2) なお、廃止に当たっては、関係者と十分に調整を図ることとし、代替施設の確保など被保険者等の福祉の増進には十分配慮することとする。

4 今後の取り扱い

前記2により「経過観察施設」とされた施設については、平成14年度及び平成15年度の経営状況等を踏まえ、前記2の手法と同様に存続か廃止の分類を行い、船員保険福祉施設問題懇談会において協議の上、廃止施設については、平成16年度末から平成17年度末にかけて計画的に廃止する。

また、存続する施設については、更なる経営の合理化を進めつつ、被保険者等の利用者ニーズに応じた施設改善を図ることとする。

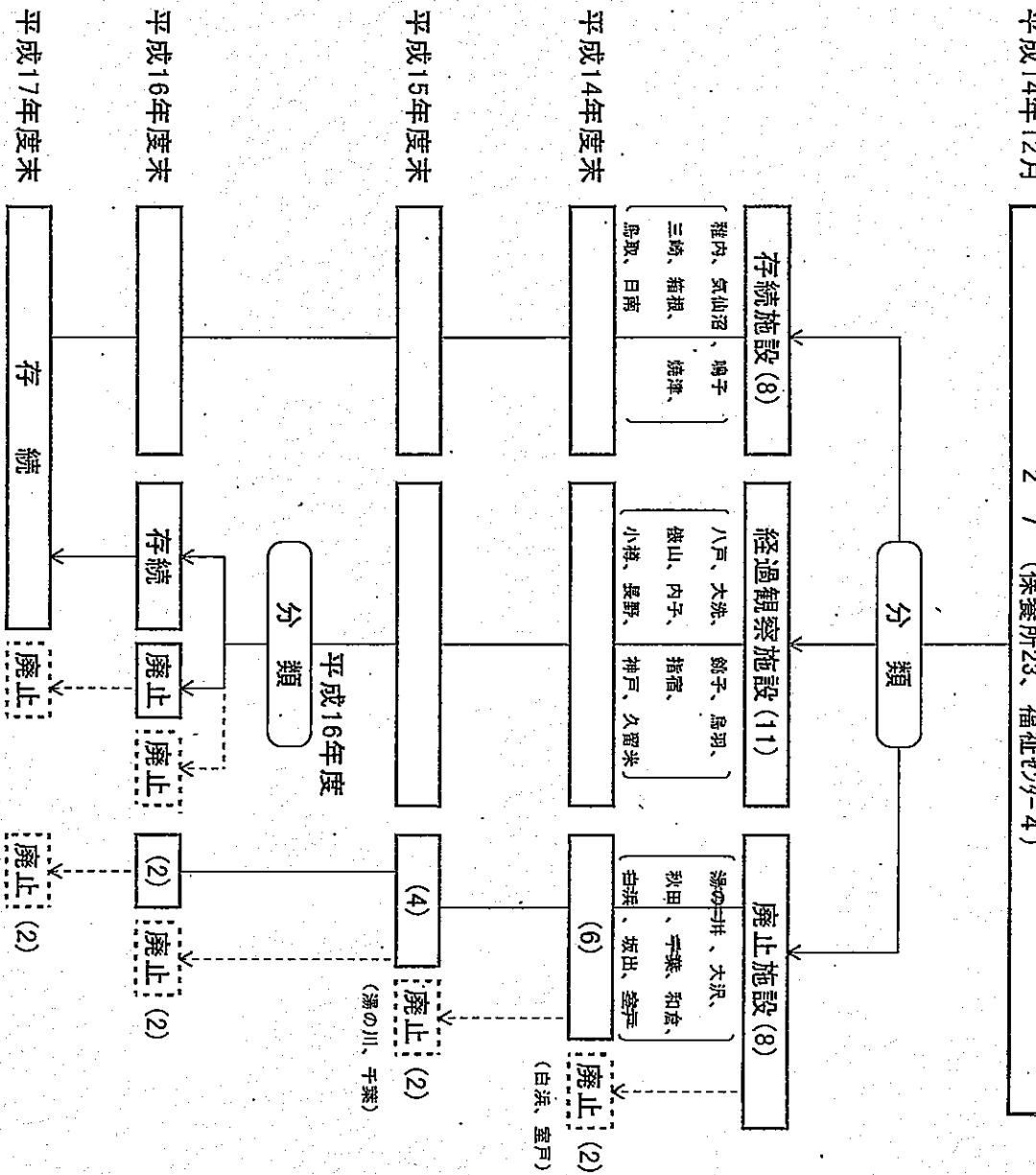
今後とも、施設整備のあり方については「船員保険福祉施設のあり方について」(平成3年3月1日)の報告書の趣旨及び財政状況等を総合的に勘案のうえ、最終的に存続すると考えられる施設について、水準の高いものに転換するなど重点的な整備を図ることとし、船員保険福祉施設問題懇談会において協議するものである。

なお、本計画については、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずるものである。

船員保険国内保養所・福祉センター見直しイメージ

平成14年12月

2 7 (保養所23、福祉センター4)



※平成14年12月 = 存続、廃止、経過観察施設に分類

廃止施設・・・14~17年度で段階的廃止を実行。

経過観察施設・14、15年度の2年間、経営改善計画に基づく運営を実施。

※平成16年度 = 経過観察施設について、2年間の実績に基づき存続か廃止に分類

廃止施設・・・16、17年度で段階的廃止を実行。【結果的に現有施設の半数程度】

(注) この見直し案は、現段階でのものであり、船員保険制度を取り巻く環境の変化等によつては、途中段階においても再見直しがあり得る。

平成 16 年度における船員保険保養所の廃止について

1. 船員保険福祉施設の見直しについて

- 船員保険福祉施設の見直しについては、平成 14 年 12 月 10 日開催の船員保険福祉施設問題懇談会において了承された、「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」(以下、「合理化計画」という。)に基づき、現在、船員保険福祉施設の合理化を実施している。

2. 合理化計画の概要

- 平成 14 年 12 月に了承された合理化計画においては、各施設について、
 ①早急に廃止すべき施設（8 施設）、②経過観察施設（11 施設）③存続施設（8 施設）に分類したところである。

(1) ①早急に廃止すべき施設に分類された施設については、平成 14 年度から平成 17 年度にかけて段階的に廃止する。

(2) ②経過観察施設は、経営改善期間（平成 14 年度～平成 15 年度）の経営状況等を判断し、最終的に平成 13 年度末現在の施設数の半分程度となるよう、存続施設を決定する。

なお、廃止施設は、平成 16 年度末から平成 17 年度末にかけて計画的に廃止する。

(3) 当該合理化計画は、計画実行中であっても、船員保険を取り巻く環境の変化などにより、見直しの必要が生じた場合には、所要の措置を講ずる。

3. 平成 16 年度の対応

(1) 平成 14 年 12 月に了承された合理化計画において「早急に廃止すべき施設」に分類された施設については、計画上、平成 16 年度は 2ヶ所を廃止することとしていたところであるが、これを 3ヶ所（大沢、秋田、和倉）の施設を廃止することに変更する。

(2) 平成 14 年 12 月に了承された合理化計画において「経過観察施設」に分類されていた施設については、今回、利用状況、収支状況の事業実績等を総合的に判断し、

① 7ヶ所（俵山、内子、指宿、小樽センター、長野センター、神戸センター、久留米センター）を存続施設とし、

② その他の 4ヶ所（八戸、大洗、銚子、鳥羽）については平成 16 年度から平成 17 年度にかけて計画的に廃止する。

なお、平成 16 年度は、このうち 1ヶ所の施設（八戸）を廃止する。

(3) 平成 14 年 12 月に了承された合理化計画において「存続施設」に分類されていた施設のうち、1ヶ所（日南）について、平成 14 年度及び平成 15 年度の経営状況が急激に悪化したことから、平成 16 年度に廃止する。

船員保険国内保養所・福祉センター見直し

平成14年12月

2 7 (保養所23、福祉センター4)

